:	. 州		
		<u>/// </u>	
		サプライチェーンの効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		百貨店研究会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		消費喚起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		大規模小売店舗立地法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		買物弱者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		外国人旅行者等消費税免税制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		率化······	
		概要	
		総合物流施策大綱(2021 年度-2025 年度)の策定及び官民物流標準化懇談会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		フィジカルインターネット・ロードマップの策定	
		自動配送ロボットの社会実装・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		物流倉庫におけるロボットフレンドリーな環境の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		国際物流に関する取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
消費	当政	轰	
1. 消	費者	行政(特定商取引法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
-	1	特定商取引法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	1.	位在回收引运少院女	•
		特定商取引法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	2.		
1. 2. 消	2. i費者	特定商取引法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2. 消 商取 5	2. i費者 ij政:	特定商取引法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2. 消 商取 1. 取	2. 消費者 引政第 以引信	特定商取引法の改正 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1. 2. 消 商取 5 1. 取	2. 消費者 引政: 3.引信 1.	特定商取引法の改正 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1. 2. 消 商取 1. 取 1.	2. 引 費者 引 政 引信 1. 2.	特定商取引法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2. 消 商取 1. 取 1.	2. 消費者 引政 引。 1. 2. 3.	特定商取引法の改正	
1. 2 .消 商取 1.取 1. 1.	2. 引政 引信 1. 2. 3.	特定商取引法の改正	
1. 2. 消 商取 1. 取 1. 1. 1.	2. 消費者 引政 引 1. 2. 3. 4. 5.	特定商取引法の改正	
1. 2. 消 商取 1. 取 1. 1. 1. 2.	2. 引費者 引配引信 2. 3. 4. 5.	特定商取引法の改正 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1. 2 . 消 7 7 8 1 8 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 2 2 3	2. 費者 以引信 1. 2. 3. 4. 5. v	特定商取引法の改正 相談・ (表) 用行政・ 概要 割賦販売法を巡る動向・ クレジット産業の動向について・ 前払式特定取引業の動向について・ リース産業の動向について・ シュレスの推進・	
1. 2 . 消 7 7 7 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 4 3 4 3 4 3 4 5 4 5 4 5 5 5 5 6 7 8 1 1 1 2 1 3 4 3 3 4 3 5 4 5 4 3 5 4 3 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	2. 費者 引政 1. 2. 3. 4. 5. ツ 1. 2.	特定商取引法の改正 相談・ 第 期間販売法を巡る動向・ クレジット産業の動向について・ 前払式特定取引業の動向について・ リース産業の動向について・ シュレスの推進・ 概要・	
1. 2 . 消 7 1 . 取 1. 1. 1. 1. 2. 2. 2. 2.	2. 費者 3 3 4 5 7 9 1 2 3 . 4 5 . 7 9 1 . 2 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 .	特定商取引法の改正 相談・ 第一 「用行政・ 概要・ 割賦販売法を巡る動向・ クレジット産業の動向について・ 前払式特定取引業の動向について・ リース産業の動向について・ シュレスの推進・ 概要・ キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会・	
1. 2 . 消 7 . 取 1. 取 1. 1. 1. 2. * 2. 2. 2. 2.	2. 費者 引政 1. 2. 3. 4. 5. ツ 1. 2. 3. 4. 4. 4.	特定商取引法の改正 相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2 . 消 7 1 . 取 1. 1. 1. 1. 2. * 2. 2. 2. 2. 8	2. 費 3 4 5 7 1 2 3 4 5 4 5 4 5 5 4 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6	特定商取引法の改正 相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2 . 消 7 1 . 1 . 1. 1. 1. 2 . 2. 2. 2. 8 3. 3.	2. 費政信 1 2 3 4 5 7 1 2 3 4 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特定商取引法の改正・相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

1. 2. サービス産業生産性向上のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
1. 3. スポーツの成長産業化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
1. 4. 教育産業に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
2. ヘルスケア・医療機器産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
2. 1. ヘルスケア産業の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
2. 2. 医療・介護の国際化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	84
2. 3. 医療機器····································	84
2. 4. 福祉用具	86
3. 生物化学産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
3. 1. 工業分野におけるバイオ技術の実用化・産業化・・・・・・・・・・・・・・・・2	86
3. 2. バイオ医薬品関連の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
3. 3. 再生医療・遺伝子治療関連の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
3. 4. バイオ産業化に向けた環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
3. 5. 生物多様性・カルタヘナ法	89
クールジャパン政策	90
1. クールジャパン政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
1. 1. クールジャパンの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
1. 2. 株式会社海外需要開拓支援機構	90
2. 観光・集客関連産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
3. ファッション政策	90
4. アート····································	91
5. デザイン政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
6. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
国際博覧会出展事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91
1. 2020 年ドバイ国際博覧会への参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
2. 2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けた準備の本格化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91

第8節 商務・サービスグループ

流通•物流政策

1. 流通政策

1. 1. サプライチェーンの効率化

消費・流通分野においては、人手不足やそれに伴う人件費の高騰、消費者ニーズの多様化が進行している中、新型コロナウイルスの影響によりECの需要も拡大しており、店舗運営やサプライチェーンの効率化による生産性向上の実現が求められている。

そのため、I o T技術を活用したサプライチェーンの効率化を図るため、2021年度は以下二点の取組を中心に行った。

第一に、RFID (radio frequency identifier) 等の I o T技術の普及に関し、実証実験を通じて、商品の製造 段階における個品単位でのRFIDの組込方法を検証するとともに、物流資材にRFIDが組み込まれていることを前提とした入出荷検品等の運用方法の検討を行った。

第二に、RFID等のIoT技術の活用に関し、スーパーマーケット及び消費者の家庭におけるIoT技術を活用した食品ロス等の社会課題の解決に関する実証実験を行い、店頭におけるダイナミックプライシング等による食品ロス削減及び業務効率化等の可能性について検証を行った。

上述の二点以外にも、2011年5月に経済産業省がサプライチェーンの効率化等を進めるために設立を主導した製・配・販連携協議会(2022年3月時点で加盟企業は51社)において、2021年度は以下の3つのワーキンググループ等を中心に活動を行った。

まず、ロジスティクス最適化ワーキンググループでは、 三位一体の返品削減(納品期限の見直し、賞味期限の延長、 年月表示化)や配送効率化に向けた取組を継続するととも に、返品削減実態調査、加盟企業からのベタープラクティ ス事例の共有、特に優れた取組についてサプライチェー ン・イノベーション大賞の表彰等、業界全体のロジスティ クス最適化に向けた普及啓発活動を後押しする取組を行った。加えて、トラックドライバー不足の課題に対応する ために、納品リードタイムの延長についての議論を行った。 納品リードタイム延長については、2019年度に設置した加 工食品流通の小ワーキンググループにおいて、実証実験を 通じて納品リードタイム延長の効果と課題を確認した。 また、スマート物流構築準備会では、内閣府SIPスマート物流の取組を関係府省・業界関係者と連携して実施するため、物流データ連携方針を議論するとともに、実運用に向けたプロジェクトを実施した。

加えて、リテールテクノロジー勉強会では、経済産業省が行ったRFID等のIoT技術の活用に関する実証実験の取組内容を共有し、サプライチェーン全体の効率化、またテクノロジー導入から得られるデータから生み出し得る新しい価値等について議論を行った。

1. 2. 百貨店研究会

コロナ禍等大きく変わる事業環境の中、社会的要請に応 えつつ百貨店が事業を発展させていくためには何が必要 であるかや、協調領域における取組など、これまで取組が 進んでこなかった分野で新たにできることがないか等を 議論するため、百貨店研究会を開催した。その中で、百貨 店、取引事業者、物流事業者等関係者の物流にかかるデー タ等の統一・共有、慣習化している百貨店の納品時間の緩 和等、百貨店業界が従来から抱える様々な問題を構造的に 把握するとともに、実現可能な課題解決にむけた方針を検 討し、報告書をとりまとめた。報告書では、変化する市場 環境の中におけるビジネス展開については個社の創意工 夫と競争こそが重要であるとしつつも、百貨店業界の置か れた厳しい状況を脱却するためには、様々なデータを活用 し、受発注といった百貨店に共通的な業務の標準化など、 非競争的な協調領域における販売情報等の共有のための データ基盤整備などの取組を、意欲ある関係者でできると ころから部分的にでも進めるべきであることを示唆した。

1. 3. 消費喚起

消費喚起に加え、働き方改革とも連動し、充実感や満足感を実感できる生活スタイルへと変革する取組であるプレミアムフライデーは、一般社団法人日本経済団体連合会や官民連携の「プレミアムフライデー推進協議会」と連携し、2017年2月から全国的に進めている。2022年3月末時点において、認知度は約9割、ロゴマークの申請件数は8,871件となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を 受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要 喚起を図るとともに、「新しい生活様式」に対応した事業活 動の推進と定着を促すことを目的として、GoTo イベント事業を実施した(2020年10月~2021年12月)。本事業では、チケット販売事業者を経由して事業期間中に開催されるイベントのチケットを購入した消費者に対してチケット価格の2割相当額(上限2000円)を付与し、約600万枚のチケットに対して割引を行った。

1. 4. 大規模小売店舗立地法

「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号)は、 大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の住民や自治体 の意見等を踏まえ、当該大規模小売店舗と周辺の生活環境 との調和に配慮を求める手続等を定めた法律であり、運用 は都道府県及び政令指定都市が担っているが、経済産業省 としても、同法を所管する立場から適切な運用を確保する ため、引き続き、次の施策に取り組んだ。

- (ア) 経済産業省及び各経済産業局に設置されている大規模小売店舗立地法相談窓口において、都道府県・ 政令指定都市・大規模小売店舗設置者等からの問合 せに対応した。
- (イ) 地域ごとに都道府県等連絡会議を開催し、大規模 小売店舗立地法の届出に関して、具体的事例の研究 等を通じて、都道府県及び政令指定都市間の情報交 換等を実施した。

また、2000年6月の大規模小売店舗立地法施行後、2022年3月までに計13,335件(月あたり平均で約50件)の新設の届出があった(参照:表大規模小売店舗の届出状況)。

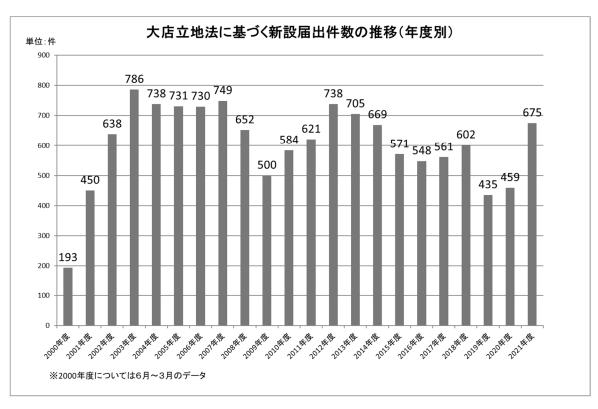
1. 5. 買物弱者対策

人口減少や少子高齢化等を背景に、地方の小売店舗閉店 や公共交通網の縮小、廃業により、日常の買物が困難となっている人々、いわゆる「買物弱者」への対応が必要。

買物機会の提供という課題への対策を実施する自治体、 や団体等からの相談に対応するとともに、自治体が実施している買物弱者支援に関連する支援制度を経済産業局と ともに取りまとめ、経済産業省のウェブサイトに公表し、 横展開を図っている(2021年度は2021年11月に公表)。

1. 6. 外国人旅行者等消費税免税制度

訪日外国人旅行者数は、2021 年度においては 25 万人と 前年の 412 万人から大幅な減少となった。コロナの収束後 を見据えた制度の拡充として、2021 年度に要望した令和 4 年度税制改正においては、2023 年 4 月 1 日以降に免税対象 者の範囲とその確認方法を明確化等を行うこととしてお り事業者への周知徹底を図る。



2. 物流効率化

2. 1. 概要

物流は、我が国における豊かな国民生活や産業競争力、地方創生を支える重要な社会インフラであり、人口の減少や国際経済の不確実性の増大、新型コロナウイルス感染症の流行など社会環境の大きな変化の中にあっても、我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活を維持するため、決して途切れさせてはならず、その機能を十分に発揮させていく必要がある。

我が国が直面する物流の課題としては、人口減少の本格化や労働力不足への対応、災害の激甚化・頻発化と国民の安全・安心の確保、デジタル化・イノベーションの強化、地球環境の持続可能性の確保やSDGsへの対応、新型コロナウイルス感染症への対応等が挙げられる。

経済産業省においては、物流の課題への対応に向け、荷 主企業と物流事業者の連携・協働を通じた物流効率化を推 進している。

2. 2. 総合物流施策大綱(2021年度-2025年度)の策定及び官民物流標準化懇談会の設置

政府は、物流施策や物流行政の中長期的な指針を示し、 関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図 るものとして、「総合物流施策大綱」を 1997 年から 6 回に わたって策定してきた。

「総合物流施策大綱 (2017 年度-2020 年度)」が 2020 年度 で目標年次を迎えたため、新たな総合物流施策大綱を国土 交通省、農林水産省とともに策定し、2021 年 6 月に「総合 物流施策大綱 (2021 年度-2025 年度)」が閣議決定された。

本大綱の下では、今後の物流が目指すべき方向性として、①物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流の実現)、②労働力不足対策と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現)、③強靱で持続可能な物流ネットワークの構築(強くてしなやかな物流の実現)の3つを観点とし、関連する施策を位置付けている。また、本大綱で掲げた様々な施策の進捗を定量的に把握するため、代表的な指標(KPI)を設定した。

同大綱を受け、デジタル技術の社会実装が急速に進みつつある中、物流に対する関係者の危機感や機運の高まりととともに、時機を逸せず集中的に物流産業における標準化

を推進するため、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について議論・検討する場として、同月、関係団体等を構成員とする官民物流標準化懇談会(国土交通省、農林水産省、経済産業省等の共同事務局)を設置。第1回懇談会では、懇談会の下に個別の標準化テーマごとの分科会を設け、標準化の方策について検討を進めていくこと、そして、まずは先行的に物流機器(パレット等)の標準化について検討する分科会を開催することを決定した。これを受け、2021年9月よりパレット標準化推進分科会を開催し、平パレットの標準化の実現に向けて、具体的な検討を進めた。

2. 3. フィジカルインターネット・ロードマップの策定

物流における需給ギャップの増大が見込まれる中、それに伴う経済全体の成長の阻害(2030年時点で7.5~10.2兆円の経済損失の可能性)や物流機能が不全となる事態を回避し、物流を産業競争力の源泉としていくべく、経済産業省と国土交通省により、2021年10月に「フィジカルインターネット実現会議」を設置した。同会議における6回の議論の末、2040年を目標とした物流のあるべき将来像、フィジカルインターネットの実現に向けた「フィジカルインターネット・ロードマップ」を2022年3月に取りまとめた

フィジカルインターネットとは、インターネット通信に おける、データの塊をパケットとして定義し、パケットの やりとりを行うための交換規約(プロトコル)を定めるこ とにより、回線を共有した不特定多数での通信を実現する 考え方を、フィジカル、つまり物流の世界にも適用しよう という考え方である。

本ロードマップでは、業界横断的に行うべき取組として、「ガバナンス」・「物流・商流データプラットフォーム」・「水 平連携」・「垂直統合」・「物流拠点」・「輸送機器」の6つの 項目に整理している。

各項目について、パレットやコンテナ容器等の物流資材の標準化・シェアリングや、データ連携のためのマスタ、プロトコルの整備、企業経営者のサプライチェーンマネジメントやロジスティクス重視への意識変革など、2040年までに段階的に行うべき取組を示している。

また、フィジカルインターネット実現会議の分科会としてスーパーマーケット等WG、百貨店WG、建材・住宅設備WGを設置し、それぞれ 2030 年までのアクションプラ

ンを策定した。

2. 4. 自動配送ロボットの社会実装

ラストワンマイル配送におけるドライバー不足や買い 物弱者の増加が顕在化し、また、ウィズコロナの中での利 用者等の安全が求められる中において、自動配送ロボット は、人を介さず、非接触での配送サービスを可能にするも のであり、早期の社会実装が求められる。

こうした中で、2021年6月に閣議決定された成長戦略実行計画では、低速・小型の自動配送ロボットについて、① 道路運送車両に該当しないこととした上で、②サービスを提供する事業者に対して連絡先やサービス提供エリア等の情報を事前に届出することを求め、③安全管理の義務に違反した場合には行政機関が措置を行えることとする、④ 機体の安全性・信頼性の向上が図られるよう、産業界における自主的な基準や認証の仕組みの検討を促すこと等を前提に、2021年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行うこととされた。

これを受けて、第208回通常国会において、低速・小型の自動配送ロボットの公道走行に係るルール等を定めた「道路交通法の一部を改正する法律案」が提出され、2022年4月に成立し、同月公布された。

さらに、令和2年度補正「自動走行ロボットを活用した 新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業」や令和3 年度当初「革新的ロボット研究開発等基盤構築事業」を通 じた公道実証・研究開発の支援を実施するとともに、ロボ ットの利活用者であるサービス事業者や自治体等、ロボッ ト供給者であるメーカーに加え関係省庁等で構成する官 民協議会等において、事業者の自動配送ロボット活用の展 望等について議論を行った。

2. 5. 物流倉庫におけるロボットフレンドリーな環境の 構築

物流倉庫における自動化・機械化が求められる中、自動化機器の導入・稼働しやすいロボットフレンドリーな環境構築を目指して、ロボット革命・産業 I o Tイニシアティブ協議会(RRI)のロボット実装モデル構築推進タスクフォースの下、2021年9月に物流倉庫テクニカルコミッティー(TC)を設置し、標準化・規格化に向けたルール形成を進めている。

2. 6. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化

(1) グリーン物流パートナーシップ会議の開催

物流部門の環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築には、荷主・物流事業者それぞれの単独による取組だけではなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働することによる、物流システムの改善に向けた先進的な取組が必要である。複数事業者間の協働によるそうした取組(グリーン物流パートナーシップ)を支援し、普及促進を図ることを目的として、経済産業省、国土交通省、産業界が主催となり2005年4月に「第1回グリーン物流パートナーシップ会議」を開催し、以降毎年継続して実施している。

2021 年度は、12 月に第 20 回グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、持続可能な物流体系の構築に関し顕著な功績があった取組に対して経済産業大臣表彰及び商務・サービス審議官表彰を行った。

(2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (物流総合効率化法、物効法)(平成17年法律第85号)

物流総合効率化法は 2005 年に制定されて以降、倉庫等の物流施設の整備を中核として物流業務を総合的・効率的に進める事業を支援してきた。

昨今の物流分野の労働力不足への対応を推進するため、 効率化支援方策を「施設整備」によるものから「連携」に よるものへ転換することとし、2以上の者の連携を前提に、 支援の裾野を広げ、モーダルシフト(トラックから鉄道・ 船舶への輸送手段の転換)や共同配送を始めとした多様な 取組を後押しできるようにするための「流通業務の総合化 及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」 (平成28年法律第36号)が成立し、2016年5月に公布、 10月に施行された。本法改正以降、2021年度までに経済産 業省本省の認定案件は34件となった。

2. 7. 国際物流に関する取組

世界的な国際海上コンテナ輸送力及び空コンテナの不 足による需給の逼迫を受け、関係者間で情報共有を行い、 共通認識の下に連携して問題に対応していくことを目的 として、2021年4月・2022年1月の2回にわたり、国土交 通省及び農林水産省と共同でコンテナ不足問題の関係者 による情報共有のための会合を開催した。

また、インドに進出する日系企業の競争力強化を目的に、 2019年度よりインド工業連盟と連携し、インドの物流環境 やニーズに即した人材育成支援を行っており、2020年度に 倉庫管理者向けの資格認定講座を開講した。2021 年度は、 物流現場の「カイゼン」を定着させるための人材育成モデ ルを構築するため、新たに物流改善事例大会の技術移転を 実施し、同大会を開催した。

消費者政策

1. 消費者行政(特定商取引法)

経済産業省は「特定商取引に関する法律(特定商取引法、 特商法)」(昭和51年法律第57号)を消費者庁と共管して いる。2008年6月27日に閣議決定された消費者行政推進 基本計画により、この法律に係る執行は消費者庁が一元的 に行っており、経済産業省は、商一般の専門的な知見や、 物資等の生産・流通の専門的な知見等を活用して、消費者 庁と連携することとなっている。一方で、同法に係る消費 者庁長官の権限の一部が地方経済産業局長に委任されて いるため、地方経済産業局長が消費者庁の下で同法の執行 を行っている。

1. 1. 特定商取引法の概要

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を 防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律である。 具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生 じやすい取引類型を対象(注1)に、事業者が守るべきルー ルと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等(注2) を定めている。

- (注1) 規制対象となる7つの取引類型
 - (1) 訪問販売
 - (2)通信販売
 - (3) 電話勧誘販売
 - (4)連鎖販売取引(人を販売員として勧誘し、更 にその個人に次の販売員の勧誘をさせるかたち で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務 の取引のこと)
 - (5) 特定継続的役務提供(長期・継続的な役務の 提供と、これに対する高額の対価を約する取引の こと。現在、エステティックサロン、語学教室な ど7つの役務が対象)
 - (6) 業務提供誘引販売取引(「仕事を提供するの で収入が得られる」という口実で消費者を誘引

し、仕事に必要であるとして、商品等を売って金 銭負担を負わせる取引のこと)

(7) 訪問購入

(注2) 法律措置の主な内容

(1) 行政規制

(2) 民事ルール

(ア)氏名等の明示の義務 (ア)クーリング・オフ(※)

づけ

(イ)不適正な勧誘行為の (イ)意思表示の取消し

禁止

(ウ)広告規制

(ウ)損害賠償等の額の制

(エ)書面交付義務

(※) 申込みまたは契約の後に、法律で決められた書 面を受け取ってから一定の期間(訪問販売・電話勧誘 販売・特定継続的役務提供・訪問購入においては8日 間、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引においては 20日間。通信販売には、クーリング・オフに関する規 定はない)内に、無条件で解約すること。

1. 2. 特定商取引法の改正

特定商取引法は、新たな手口の悪質商法の発生など消費 者トラブルの状況の変化に対応して、累次の改正を行って きた。

2021年6月、第204回通常国会において、通信販売にお ける定期購入ではないと消費者に誤認させる表示や契約 の解除の妨害をするような「詐欺的な定期購入商法」や、 売買契約に基づかずに一方的に商品を送り付けるような 「送り付け商法」に関する対策を講じること等を内容とす る、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための 特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 3年法律第72号)が成立し、同月公布された。

2. 消費者相談

2021 年度における経済産業省の消費者相談件数は8,103 件で、相談の種類は、「特定商取引法関係」が 5,629 件と全 体の約7割を占めている。

契約関係の相談を取引類型別にみると訪問販売(2,051 件) が最も多く、次いで通信販売(1,243件)、電話勧誘販 売(940件)、特定継続的役務提供(710件)、割賦販売(687 件)、連鎖販売取引(405件)、前払割賦(157件)、訪問購 入(143件)、業務提供誘引販売取引(137件)、先物取引関

っている。

商取引政策

1. 取引信用行政

1. 1. 概要

商品の販売・役務の提供に伴って信用を供与する取引を 行政対象としている。具体的には、「割賦販売法」(昭和36 年法律第159号)による販売信用に関する取引秩序の維持 及び消費者保護、その他信用を供与して行う取引に関する 施策を講じている。

1. 2. 割賦販売法を巡る動向

決済テクノロジーの進展により、従来のクレジットカードサービスとは異なる少額の後払いサービスや、蓄積されたデータ等を用いた、従来より精度の高い新たな限度額審査の手法が登場している。また、QRコード決済事業者やECモール事業者等、新たに大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者も出現してきている。

このように、決済サービスや決済事業者の多様化が進む中、消費者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境の整備を目指す「割賦販売法の一部を改正する法律」(令和2年法律第64号)が第201回通常国会で成立し(2020年6月24日公布)、2021年4月1日に施行された。

本改正により、少額の分割後払いサービスについて登録制度を導入することで、消費者の多様なニーズに応えた決済サービスが提供されること、利用・返済履歴などを活用したより精度の高い限度額審査が行われることで、消費者の個々の事情に応じたサービスが可能となること、QRコード決済事業者やECモール事業者等へのセキュリティ対策の強化を通じ、新たなサービスを安全・安心に利用できる環境を整備が整備されることが期待されている。

1. 3. クレジット産業の動向について

(1) 割賦販売法に基づく登録事業者数の状況

2022 年 3 月末現在の割賦販売法に基づく登録事業者数は、包括信用購入あっせん業者が前年比 2 社増の 255 社(2020 年割賦販売法改正によって新たに創設された登録少額包括信用購入あっせん業者 2 社を含む)、個別信用購入あっせん業者が前年比 4 社増の 151 社、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が前年比 9 社増の 265 社とな

(2) クレジット取引のセキュリティ強化のための業界に おける取組について

クレジット産業においては、「国際水準のセキュリティ環境」の実現を目指し、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備を進めるため、クレジットカード取引に関係する幅広い事業者及び行政、業界団体等の連携により、クレジット取引セキュリティ対策協議会が2015年3月に設立され、これまでに、関係事業者が各々の役割に応じて取組むべきセキュリティ対策を、実務上の指針として取りまとめ、2016年に「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を公表、それ以降、毎年度、実行計画の必要な見直し等を行うなど、セキュリティ強化のための対策に取組んできた。

同「実行計画」は、2020年3月末をセキュリティ対策の 実施期限としてクレジットカードの偽造防止による不正 利用対策として、クレジットカードや決済端末のIC化等 の取組みを進めてきたものであるが、上記のようなクレジ ットカード取引を取り巻く環境も変化している状況を踏 まえて引き続き必要なセキュリティ対策を検討し実施し ていくことが必要であり、また、指針等を技術の進歩やオ ペレーション等の観点から適宜見直しを行うことが必要 であるといった認識から、2020年3月に新たに「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を取りまとめた。 同ガイドラインは毎年改定を行い、2022年3月には「クレ ジットカード・セキュリティガイドライン3.0版」を公表 した。

(3) クレジットカード事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

2019 年8月、経済産業省は、クレジットカード事業者のマネー・ローンダリング対策等の実効的な態勢整備を図る観点から、「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、これに即した検査・監督を行っている。

2021 年 11 月には、更なる実効的な態勢整備等を図るため、ガイドラインを改正し、同年 12 月、同ガイドラインで対応を求めている事項について、2024 年 3 月末までに体制を整備するよう業界団体を通じて要請した。

1. 4. 前払式特定取引業の動向について

(1) 冠婚葬祭互助会の動向

1973 年に 347 社あった事業者数は、1986 年に 415 社とピークを迎えた後減少し、2022 年 3 月末現在で前年比 1 社減の 240 社となった。一方、前受金残高は 1973 年以降 2021年 3 月末まで一貫して増加していたが、2022 年 3 月末現在で初めての減少となり、前年比 109 億円減の約 2 兆 4,669億円となった。

(2) 友の会の動向

1973 年に 178 社あった事業者数は、1985 年に 356 社とピークを迎えた後減少している。2022 年 3 月末現在で前年比1 社増の 89 社となった。一方、前受金残高は 2022 年 3 月末現在で前年比微減の約 5,323 億円となった。

1. 5. リース産業の動向について

2021 年度のリース取扱高は4兆 2,186 億円(前年度比8.1%減)、リース設備投資額は3兆9,617億円(前年度比7.7%減)となり、リース取扱高及びリース設備投資額は2年連続の減少を示した。

リースは、特に中小企業の設備投資において重要な役割を担っており、民間企業投資に占めるリース設備投資額割合(リース比率)は、2021年度は4.52%と、企業の設備投資の約5%がリースを利用している。

2. キャッシュレスの推進

2. 1. 概要

キャッシュレスの推進は、①消費者や外国人観光客にとっては、大量の現金を持たずに買い物が可能となり、②紛失・盗難時の被害リスクが現金に比べて軽減されることに加え、③事業者にとって現金処理コストの削減による生産性向上の効果をもたらすなど、様々なメリットがある。

世界各国の民間最終消費支出に占めるキャッシュレス 決済比率の比較を行うと、キャッシュレス化が進展してい る国は 40%~60%台であるのに対し、日本は約 30%にと どまっている。

また、近年、従来型のクレジットカードによらない決済 サービスなど新しいビジネスも現れており、決済方法は多 様化しつつある。

こうした状況も踏まえ、早期のキャッシュレス社会を実 する面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業を実施

現することを目的として、2018年7月に一般社団法人キャッシュレス推進協議会を設立した。また、商務・サービスグループにおいてキャッシュレス推進に関する専門的かつ横断的な検討を行うため、2018年10月に消費・流通政策課にキャッシュレス推進室が設置された。

2. 2. キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会

消費税率引上げに伴う需要平準化、消費税率引上げの影響を受ける中小店舗への支援、キャッシュレスの推進等を目的として2019年10月から2020年6月に実施された「キャッシュレス・ポイント還元事業」により、中小店舗に一定程度キャッシュレス決済が広がった。他方、加盟店手数料の負担が重いことや、キャッシュレス決済導入のメリットが見えづらいこと等が更なる普及の課題として指摘されていた。これを受け、キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた課題や方策を検討するため、キャッシュレス決済に関わる店舗や決済事業者、ネットワーク事業者等の有識者からなる「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」を2020年6月に立ち上げ、2021年度末までに計8回の検討会を開催した。

2021年度は、クレジットカード等のコスト構造分析の詳細化やコスト低減に向けた取組の検討、キャッシュレス決済の更なる推進の社会的意義の検証、キャッシュレス決済導入の店舗にとってのメリットの定量化・見える化を実施した。2022年3月には同検討会でのこれまでの議論について項目毎に整理するとともに今後の取組の方向性についてとりまとめた。

2.3.キャッシュレス決済の利用シーン拡大に向けた取組

キャッシュレス決済の利用シーン拡大に向けて、中小・小規模事業者のキャッシュレス決済端末等の導入を支援する、マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業を実施した。

また、観光地域づくりを行う観光地域づくり法人(DMO)や、商工会議所・商工会、商店街振興組合といった団体が行う地域での面的なキャッシュレス決済導入の取組を支援

した。

さらに、キャッシュレス決済の更なる普及に向けた環境を整備していくため、事業者を対象に、現状における各キャッシュレス決済手段の普及状況、手数料等の関連コストの実態に関して、詳細を調査し、結果をとりまとめた。

2. 4. 一般社団法人キャッシュレス推進協議会と連携した取組

一般社団法人キャッシュレス推進協議会により策定されたコード決済の統一規格「JPQR」(店舗提示型コード決済)の本格運用が、2020年4月27日より全国で開始された。また、JPQRの一方式として、実際の店舗での支払いに加え、請求書の支払いを自宅等で簡単に行うことができる「請求書払い」が新たに規定された。経済産業省は、引き続き総務省及び同協議会と連携しながらJPQRの普及促進を行っている。

3. 商品先物行政

3. 1. 商品先物取引について

商品の価格は、需給バランス等によって変動する。商品の価格変動は、商品や当該商品を原材料とした製品等を購入、販売する企業にとっては経営上のリスクであり、経営を安定化させるためには価格変動に対処する必要がある。商品先物取引はその商品の価格の変動リスクを回避または軽減する一つの方法であり、特に、電力・ガスシステム改革による市場の自由化により、エネルギー分野では商品先物取引による価格変動リスクの回避等の必要性が高まっている。

2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、証券、金融及び商品を総合的に取り扱う取引所の創設の推進が明記され、2012年、「金融商品取引法(金商法)」における「金融商品」の定義に、「商品先物取引法(商先法)」に規定する商品のうち、一定の要件を満たすものとして政令で定めるものを追加等する金商法の改正を行い、総合取引所の実現に向けた制度を整備した。2019年10月、金商法の許可を受けている株式会社日本取引所グループ(JPX)と商先法の許可を受けている株式会社東京商品取引所(TOCOMに上場する一部商品(貴金属市場、ゴム市場、農産物市場)をJPXの子会社で金商法の許可を受けている株式会

社大阪取引所(OSE)に移管し、金融からコモディティまで幅広い商品のワンストップでの取引を可能とする総合取引所が誕生した。

(1) 商品先物取引の現状

(ア) 取引量の動向

2021 年度のTOCOMの出来高は、3,689 千枚だった。 2020 年 7 月にOSEへ貴金属、ゴム、農産品を移管したことにより、前年度の出来高 9,327 千枚より大幅に減少した。

(イ) 許可業者等

2022 年 3 月末現在の商品先物取引法に基づく商品先物 取引業者数は前年比 5 社減の 34 社、商品先物取引仲介業 者数は前年比 1 社減の 2 社であった。

また、2021年度においては、同法共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物取引業者等の業務運営の健全化を図るため、商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者に対して立入検査を4件実施した。

(ウ) 委託者数

商品先物取引を行う委託者等の数は、2022年初は国内商品市場取引では19,081人、外国商品市場取引では49,052人、店頭商品デリバティブ取引では447,601人であった。

(2) エネルギー先物市場に係る取組み

(ア)総合エネルギー市場の整備

「日本再興戦略 2016」及び「未来投資戦略 2017」において、LNG先物及び電力先物を含めた各種のエネルギー取引がワンストップで行われる環境整備を掲げてきた。

2019 年8月にTOCOMの電力先物の試験上場申請を 認可し、同年9月から取引が開始されたことをはじめ、 2020 年5月からは欧州エネルギー取引所(EEX)が日本 の電力先物市場に参入する等、電力先物の取引量や市場参 加者数が徐々に拡大した。

これらを受け、我が国の電力先物取引の活性化に資するため、国内の電力デリバティブ取引の実態やニーズ、海外の電力先物取引が発展してきた経緯、関連する施策等について、2021年度に「電力先物市場等の在り方に関する調査事業」を実施した。

また、2022年1月には、TOCOMの電力先物の本上場、 LNGの試験上場について認可を行い、総合エネルギー市 場の環境が整備された。

(イ) スポットLNG価格調査の中止

統計法に基づき 2014 年から実施してきたスポットLN G価格調査は、本調査の公的統計としての一定の役割を終 えたと考えられるため、2021 年 5 月公表を最後に中止した。

(3) 商品先物取引業者におけるマネー・ローンダリング 及びテロ資金供与対策について

2019 年 8 月、農林水産省及び経済産業省は、商品先物取引業者のマネー・ローンダリング対策等の実効的な態勢整備を図る観点から、「商品先物取引業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、これに即した検査・監督を行っている。

2021 年 10 月には、更なる実効的な態勢整備等を図るため、ガイドラインを改正し、同ガイドラインで対応を求めている事項について、2024 年 3 月末までに体制を整備するよう業界団体を通じて要請した。

3. 2. 商品投資事業について

商品ファンドは、顧客から資金を集めて商品先物取引等 の商品投資を行い、それにより得られる収益を顧客に分配 するものである。

2022 年 3 月末現在の「商品投資に係る事業の規制に関する法律」(平成 3 年法律第 66 号)に基づく許可事業者数は、前年比 2 社減の 4 社であった。

サービス産業政策

1. サービス産業

1. 1サービス産業の現状

我が国を含めた先進国経済において、実質GDP、雇用の両面で、サービス産業のウェイトは過半を占め、着実に拡大を続けている。我が国においてはサービス産業が実質GDPと全産業の就業者数に占める割合は7割超である。

2016年3月の官民対話では、安倍元総理がGDP600兆 円を達成するため、2020年までにサービス産業の生産性の 伸び率を倍(2.0%)にすることを表明した。サービス産業 は他の産業と比較して、労働生産性平均値の低さが指摘さ れているが、幅広い業種を含んでおり、業種の特性に応じ た細やかな施策に産学官を挙げて取り組むことが重要で ある。

1. 2. サービス産業生産性向上のための取組

2015年4月日本経済再生本部決定「サービス産業チャレンジプログラム」や 2017年6月閣議決定「未来投資戦略 2017」に基づき、労働生産性の伸び率 2.0%を実現するため、次の施策に取り組んだ。

(1) ITを活用した生産性向上

2017 年 12 月閣議決定「新しい経済政策パッケージ」に おいて、3年間の政策集中投資期間で全中小企業・小規模 事業者の約3割に当たる約100万社へのITツール導入促 進を目指すことが決定された。

これを受け、中小・小規模事業者などの生産性向上を目的とし、平成29年度補正予算「サービス等生産性向上IT導入支援事業」)として500億円確保し、約6万社強へのITツールの導入を支援した。

加えて、平成 30 年度補正予算「生産性向上革命推進予算」の一部として 100 億円の予算を確保し、より多種多様な業務プロセスの改善を促していた。

また、令和元年度補正予算事業である「中小企業生産性 革命推進事業 (3,600 億円)」の内数として、働き方改革、 被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次 ぐ制度変更等に対応する中小企業を継続的に支援すると ともに、令和2年度1、2次補正予算を確保し、新型コロ ナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投 資を行う事業者向けに「特別枠」を創設し、約3万社弱の 事業者のウィズ/ポストコロナ時代に適応したビジネスモ デルの転換を支援した。

加えて、中小サービス事業者等のDXによる一層の生産性向上を実現するため、令和2、3年度当初予算において、「共創型」サービス・IT連携支援事業を措置し、中小企業等とITベンダーの協調による、ユーザーの現場課題に即したITツールの機能改善及び当該ツールの汎用化に向けた取組を支援した。

(2) おもてなし規格認証の創設

日本再興戦略改訂 2015 に盛り込まれた、サービス産業

の活性化・生産性向上を推進する施策として、サービスの 品質を「見える化」する仕組みの創設が提言され、2016年 3月の第4回未来投資に向けた官民対話において、安倍元 総理から「サービスの質を『見える化』する『おもてなし 規格』を作り、30万社による認証の取得を目指す」との指 示があった。

これを受けて、サービス品質を高める事業者の認証を進めていく「おもてなし規格認証」の運用を開始し、認定機関及び認証機関並びに関係省庁との連携を進めながら2020年まで30万社による認証の取得を目指している。2022年3月末まででは、延べ約15万事業所が認証を取得するとともに、最上位である紫認証の取得企業も25件誕生している。さらに、2019年1月から、外国語による問合せ対応が可能か等を審査する「トラベラー・フレンドリー認証」を運用し、インバウンド対応に取り組む事業所を「見える化」するための取組も進めている。

なお、2021年3月に、同認証制度の運営・管理が4つの認証機関からなるコンソーシアムである新団体「おもてなし規格認証機構」に引き継がれることとなり、一般社団法人サービスデザイン推進協議会から、認定機関としての運営業務が移管された。それにより、従来の「認定機関/認証機関」の構造から、「認証機関の連合体(=認証機構)」になることで、制度運営・管理コストの効率化を図り、結果として、より多くの事業者が活用しやすくなる制度となることを期待している。2022年4月には、優れたサービス組織と優れたサービスづくりにおける汎用的な規格として、「サービスエクセレンスの原則と組織マネジメント」を定める国際規格(ISO23592)に準拠するよう改訂予定。

(3) 日本サービス大賞による業界全体の活性化

サービスの送り手と受け手の「価値共創」を軸に、「革新的で優れたサービス」を表彰することでサービス産業のイノベーションと一層の生産性向上を促す第4回日本サービス大賞は、2021年11月1日から募集が開始され、日本全国各地から幅広い業種・業態、規模の事業社より749件に及ぶ応募が寄せられた。2022年秋頃に受賞者の発表及び表彰式の開催を予定している。

(4) サービス産業×生産性研究会

「サービス生産性レポート」を2022年3月に公表した。

1. 3. スポーツの成長産業化

先進国、新興国において、スポーツ産業の市場規模は、対GDPで3%程である。しかし、日本における市場規模は対GDP比で約1%に低迷しており、市場規模拡大の余地が大いにある。今後スポーツ産業を成長産業化させ、コストセンターからプロフィットセンターに変えていく取組が必要とされる。

2016 年2月、スポーツ庁と経済産業省は、「スポーツ未来開拓会議」を立ち上げ、同年6月には中間報告を公表し、 我が国のスポーツビジネスにおける戦略的な取組を進めるための方針とともに、スポーツ市場規模を 2025 年に 15 兆円にするとの目標を掲げた。上記を踏まえ、次の取組を行った。

(1) スタジアム・アリーナ改革

2016年7月にスタジアム・アリーナ推進官民連携協議会を立ち上げ、スタジアム・アリーナ改革に向けた方針や、ガイドブックをまとめ、公表した。

2017 年 6 月に閣議決定された未来投資戦略では、「にぎわいやコミュニティ創出の拠点で、経済活性化の起爆剤となるスタジアム・アリーナを、2025 年までに新たに 20 拠点実現する。」と掲げ、2020 年度に引き続きモデルとなるスタジアム・アリーナを募集し、選定を行った。

(2) 地域×スポーツクラブ産業研究会

日本のジュニア世代(小、中、高校生)のスポーツ環境においては、教員や地域住民によるボランティア活動を基調とした、学校部活動や地域のスポーツクラブが中心的な役割を担ってきたが、少子化による学校単位でのクラブ存続難、教員の働き方改革の必要性の高まり、ボランティア主体による指導の質のバラツキなど、様々な課題が指摘されている。こうしたボランティア活動を基調としたスポーツ環境のみならず、「対価を取って」質の高い指導・プレー環境・コミュニティを提供する新しいスポーツクラブ産業が日本の各地で成長すれば、スタジアム・アリーナ整備と相まって、ジュニア世代のみならず生涯を通じた多様なスポーツに取り組む環境が整い、スポーツクラブ産業を核とした地域経済の新しい成長の道筋が見える可能性がある。そこで、2020年10月に「地域×スポーツクラブ産業研究会」を立ち上げ、これまでも推進されてきた「総合型地域

スポーツクラブ」を含めた、持続可能なスポーツクラブ産業のあり方について、課題の洗い出しと対策の方向性について検討し、2021年6月には、第1次提言として、サービス業としての地域スポーツクラブを可能にする「新しい社会システム」の実現に向けて検討されるべき5つのポイントを提言した。また、第1次提言公表後に全国10カ所でフィージビリティスタディ事業を実施し、部活動の地域移行の受け皿となり得るサービス業としての地域スポーツクラブの創出の実現可能性を検証した。

(3) スポーツDX政策

近年、諸外国ではNFTやファントークン等のブロック チェーン技術を活用した新ビジネスが広がりを見せている。一方、日本においては、スポーツにおけるコンテンツ やデータの二次利用も含めた権利関係の在り方について、 必ずしも体系的な整理はされていないことや法的な予見 可能性が低いことが課題となり、ビジネスが広がっていな い現状である。そこでスポーツ庁と経済産業省は 2021 年 11 月に「スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向 けた権利の在り方研究会」を立ち上げ、我が国におけるスポーツコンテンツやデータを活用したビジネスの現状を 明らかにすると共に、DX化され、ボーダーレスに広がる 今後のスポーツビジネスの展開を踏まえ、望ましい権利関 係の在り方について検討した。

1. 4. 教育産業に関する取組

「第4次産業革命」や、「人生100年時代」、「グローバル化」が進む中、世界は「課題解決・変革型人材(チェンジメーカー)」の輩出に向けた能力開発競争の時代を迎え、各国で就学前からリカレント教育に至るまで、各教育段階における革新的な能力開発技法(EdTech*)を活用した「学びの革命」が進んでいる。

こうした中、教育全体のあり方を再構築することを目指し、教育産業室において、EdTech等を活用した革新的な能力開発技法の創出に向けた議論や実証事業を行った。

※EdTech(エドテック)とは・・・「Education(教育)」と「Technology(科学技術)」を掛け合わせた造語。教育現場にデジタルテクノロジーを導入することで、教育領域に変革をもたらすサービス・取組の総称。

(1) 産業構造審議会教育イノベーション小委員会

2018 年1月に始まった「『未来の教室』とEdTech研究会」では、AIや動画、オンライン会話等のデジタル技術を活用した教育技法であるEdTechを活用し、人の創造性や課題解決力を育み、個別最適化された新しい教育をいかに作り上げるかについて議論を行い、2019年6月、実現すべき教育改革プランを「未来の教室ビジョン」(「未来の教室」とEdTech研究会第2次提言)としてとりまとめた。

その後、本研究会の下に「STEAM*検討ワーキンググループ」を設置し、「未来の教室」ビジョンの柱の一つ「学びのSTEAM化」という考え方の更なる整理、STEAMライブラリー構想の精緻化を進め、2020年8月には中間報告をとりまとめた。

さらに、2021年6月には、DX・第4次産業革命とボーダーレス化がさらに進む次世代社会に向けて、イノベーション創出・地方創生・起業の当事者(未来の創り手)である次世代人材を育む学習環境を、教育サービス業・学校(小中高・大学等)・地域社会・産業界が壁を越えて取り組むオープン・イノベーションを基軸にして構想する「産業構造審議会教育イノベーション小委員会」を、さらにその下に「学びの自律化・個別最適化WG」「学びの探究化・STE AM化WG」を設置し、議論を開始した。

※STEAM (スティーム) とは・・・Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Arts (人文社会・芸術)及びMathematics (数学)の5つの領域を含む学際的な探究学習を目指す教育コンセプトの総称。

(2)「未来の教室」実証事業

令和3年度予算「学びと社会の連携促進事業」では、2019年に「『未来の教室』とEdTech研究会」にて提示された「未来の教室」ビジョン(第2次提言)を具現化した事例を創出すべく、これまでの「未来の教室」実証事業にて得られた結果や知見をもとに、モデル事例の普及・展開に必要なビジネスモデルの構築、政策的示唆の抽出や学術的検証といった観点から、主に以下の内容で実証事業を行った

- ・学びの探究化・STEAM化
- ・学びの自律化・個別最適化
- ・学校BPR

(3) STEAMライブラリー構築事業

令和2年度予算「学びと社会の連携促進事業」で構築したSTEAMライブラリーについて、令和2年度補正予算「遠隔教育・在宅教育普及促進事業」、令和2年度第3次補正予算「学びと社会の連携促進事業」及び令和3年度予算「学びと社会の連携促進事業」において機能・コンテンツの拡充を行い、2022年3月にサイトのリニューアルを行った。

(4) EdTech導入補助金

令和元年度補正予算「先端的教育用ソフトウェア導入実証事業」、令和2年度補正予算「遠隔教育・在宅教育普及促進事業」及び令和3年度補正予算「学びと社会の連携促進事業」において、EdTech導入補助金として、学校等教育現場にEdTechソフトウェア・サービスを導入する事業を行う事業者に必要経費の一部を補助し、学校及び学校等設置者と教育産業の協力による教育イノベーションの全国的な普及の後押しを行った。

(5)「教育/EdTechイノベーション創出・海外展開 支援」事業

令和3年度予算「学びと社会の連携促進事業」において、次代の教育/EdTechイノベーターに対する育成プログラムや次次代の教育/EdTechイノベーター向けのイベントの実施、海外におけるEdTechイベント等への参加支援を通じて、教育(EdTech)分野のイノベーターを官民連携で支援するエコシステムの構築を行った。

2. ヘルスケア・医療機器産業

我が国において平均寿命は男女ともに 80 歳を超え、世界一の健康長寿国になった。平均寿命が今後も伸びていくことが予想される中、公的保険制度を中心とした医療・介護サービスはもちろんのこと、保険外も含めたサービスの充実を行い、超高齢化社会へ対応していく必要がある。

2. 1. ヘルスケア産業の創出

少子高齢化が進む我が国では、国民の医療、介護、健康 医療・福祉・当事者関係者等が連携しイノベーションを創

に関する関心は高まりを見せており、生活習慣病の患者や 高齢者の単身世帯のさらなる増加が見込まれる状況にお いて、運動・栄養指導や予防・健康管理サービス等、ヘル スケア産業に対する需要もますます増えてくることが想 定される。

社会構造の転換に伴う医療・介護及びその周辺分野における需要は、産業面から見ると、高齢社会の需要に適切に応えながら内需を主導し、雇用を創出する成長産業となりうる側面を持っている。生活習慣病関連にかかる医療費を、公的保険外のサービスを活用した予防・健康管理にシフトさせることにより、「国民の健康増進」、「持続的な社会保障制度構築への貢献」、「経済成長(新たな産業創出)」を同時に実現することを目指す。

そのため、健康長寿社会の形成に資する新産業創出に向けて、官民一体となって具体的な対応策の検討を行うために政府内に設置した健康・医療新産業協議会にて取りまとめた「健康・医療新産業創出に向けた『アクションプラン2021』」に基づき、製薬産業・医療機器産業・介護福祉機器産業や異業種製造業、その他公的保険外の様々なヘルスケアサービス関連産業が一体となり、実用化まで含めて新たな付加価値を創出できる、「総合的な健康・医療関連産業の振興」を行った。

具体的には、企業・保険者の健康経営や健康への投資促進を目的として、健康経営銘柄 2022 の選定を実施したほか、日本健康会議が「健康経営優良法人 2022」として、大規模法人部門 2,200 法人以上、中小規模法人部門 12,250 法人以上を認定した。さらに、人的資本に関する非財務情報開示の取組として、2,000 法人分の健康経営に関する評価結果を、経済産業省ウェブサイトに公開した。

また、公的保険外サービスの活性化施策としてグレーゾーン解消、ヘルスケアサービスの品質確保のため業界団体等が踏まえるべき指針である「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドライン等の策定支援(5件)、ビジネスモデル確立に向けた実証事業(9件)、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置の促進やそのアライアンス会合の開催等を行った。

同時に、日本認知症官民協議会のもと、認知症の人の意 見や思いを最大限尊重しながら、生活を支える広範な産業 (例:金融・IT・住まい・食・見守り等)と公的機関・ 医療・福祉・当事者関係者等が連携しイノベーションを創 出していくための検討の場として、「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ」を 2021 年 10 月、2022 年 2 月の 2 回開催した。 さらに、ヘルスケアサービスに関するエビデンス構築として、認知症との「共生」に関する製品・サービスの開発・普及に当たり、本人や家族のQOLの向上やインフォーマルケアコストの削減といった社会的な効果に加えて、介護費への影響や認知症の人の社会参画の強化等による経済的インパクトを分析・評価することを目的とする「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」を推進し、引き続き実施中である。また、日本医療研究開発機構(AMED)では、職域における心の健康保持増進や認知症の早期発見、進行抑制等の領域における質の高い製品・サービスの社会実装に向けた大規模実証事業(認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業)を推進し、引き続き実施中である。

医療現場と民間企業が連携し、健康・医療データを医師の診療等の参考情報としての活用に向けて、現場の具体的なニーズを踏まえた課題解決型の研究開発事業を実施(AMED研究事業、2019年度及び2021年度からそれぞれ3年間の実施期間事業)。

加えて、我が国のPHR (Personal Health Record) については、個人の保健医療情報のサマリー化・ヒストリー化など個人が理解しやすい形で適切に提供され、自らの健康管理・予防行動に繋げられるような仕組み・ルール整備が求められている。そのため厚生労働省の「健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報値活用ワーキンググループ」の下に設置した「民間利活用作業班」において取りまとめた「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の周知に加え、同じく取りまとめた「民間利活用作業班報告書」にて望まれた、より高いサービス水準を目指すガイドライン策定に向けて、同ガイドラインの策定主体として期待される民間PHR事業者団体の設立に向けて事業者との意見交換を開始した。

ヘルスケア分野における課題解決に挑戦している優れた個人・団体・企業等の表彰を通して社会での認知度を上げ、大企業・ベンチャーキャピタル等とのビジネスマッチングを促進することで、それらの個人・団体・企業等の成長を促すことを目的とする「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト(JHeC)」を2015年度より毎年度開催しており、2021年度に第7回を開催した。

また、2020年7月より、ヘルスケアやライフサイエンスに関わるベンチャー企業等の相談窓口として、Healthcare Innovation Hub (InnoHub)を設置しており、2021年度も相談内容に応じて、事業計画相談、ヘルスケアベンチャー等への支援者・支援団体(InnoHub アドバイザー・サポーター団体)等への情報提供やマッチングを行うなど、多様なネットワークを活用して相談者の支援を実施した。

これらの需給両面からのアプローチにより、ヘルスケア 産業の市場創出を促した。

2. 2. 医療・介護の国際化

日本は、少子高齢化という課題に世界に先駆けて直面している国であり、その課題に対応するサービスや機器について世界をリードできる可能性がある。例えば、日本の医療技術については、がん診断・治療等、国際的に評価されている分野が存在する。こうした日本の良質な医療機器やサービスの国際展開を促進することは、国際貢献と国内における関連産業の活性化に繋がると期待される。

経済産業省としては、ヘルスケア産業(健康・医療・介護)の国際展開を後押しするため、2021年度には海外における事業化に向けた実証調査事業について、新興国を中心に7案件を支援した。また、コロナ後、医療を目的に訪日する外国人患者の受入再開の本格化に向け、特に中国やベトナムをターゲット国として、効果的な情報発信の検討、受入患者拡大に向けた商談会等をオンラインで行った。

加えて、経済成長とともに進む高齢化により各国で高齢 化対応が求められている機会を踏まえ、介護サービス・福 祉機器の国際展開を後押しするため、中国地方政府等との 協力の下、上海市・天津市・江蘇省・広東省・四川省にお いて、またタイ業界団体等との協力の下、バンコクにおい て、現地あるいはオンラインで商談会・ビジネスマッチン グを行った。

2. 3. 医療機器

(1)業界の現状

国内の市場規模は、高齢化の進展に伴って 2020 年度には4兆727億円となっている。また、我が国の医療機器の輸出額は、2020年度 9909億円となっており、貿易収支は輸入超過で推移している。

(2) 医療機器開発

政府は、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき、医療機器政策に特化し、各段階に応じた関係省庁の各種施策を網羅した基本計画を定めている。2016年5月31日に閣議決定した第1期の医療機器基本計画について、策定から5年が経過し、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術を活用した医療機器の登場など社会情勢が大きく変わっていることから厚生労働省等と連携し、医療機器業界を取り巻く現状と課題を改めて整理し、第2期基本計画として改定を行った(2022年5月31日閣議決定)。

本改定においては、健康寿命の延伸や医療・福祉サービ ス改革といった今後 10 年程度に対応すべき社会課題に対 し、今後5年間で集中的に取り組む必要がある重点分野を 定めている。具体には、①日常生活における健康無関心層 の疾病予防、重症化予防に資する医療機器、②予後改善に つながる診断の一層の早期化に資する医療機器、③臨床的 なアウトカムの最大化に資する個別化医療に向けた診断 と治療が一体化した医療機器、④高齢者等の身体機能の補 完・向上に関する医療機器、⑤医療従事者の業務の効率化・ 負担軽減に資する医療機器を重点5分野として設定した。 この重点5分野に加え、3つのプラットフォームとして① AIを用いた医療機器等の研究開発のための産学が利用 可能なデータ利活用基盤の整備、②非臨床試験開発と国際 規格開発が連動するレギュラトリーサイエンスの基盤、人 材育成及び研究開発拠点の整備、③次世代の医療機器の開 発に資する部品・部材等の要素技術の開発、製造基盤の整 備を設定、これらに基づき、医療機器の研究開発への支援 を進めていくこととしている。

医療機器の研究開発の支援については、革新的な技術や 医療上価値の高い先進的な医療機器・システムの開発を支援する事業として、2019 年度から、「先進的医療機器・システム等技術開発事業」を開始し、開発に伴うコストやリスクが高い先進的な医療機器・システム等の実用化開発や、将来の医療機器・システム開発を見据えた要素技術や基盤技術の開発の支援を行った。また、2021 年度からは「先進的研究開発・開発体制強靭化事業」と名称を変更し、有事や災害時に優先的に供給される医療機器の開発体制の底上げを図る事業を開始した。

さらに、今後実用化が期待される先進的な医療機器の開

発の効率化・迅速化を図るため、厚生労働省との連携の下、 薬事審査を見据えつつ、医療機器の開発に必要となる評価 方法等を明確化する医療機器開発ガイドラインの策定を 行った。この医療機器開発ガイドライン事業では、医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 令だけでなく、臨床研究の実施に係る法令や個人情報保護 に関する法令への対応が近年必要になっている背景があ ることを踏まえ、2021年に見直しを行った。

これらに加え、高度なものづくり技術を有する中小企業 や異業種企業、ベンチャー企業の新規参入と、医療機関・ 大学等との連携を支援し、医療現場のニーズに応える医療 機器の開発・改良を行う「医工連携イノベーション推進事 業」を推進した。

「医工連携イノベーション推進事業」では研究開発のみならず、ソフト支援も実施しており、「医療機器開発支援ネットワーク事業」では、医療現場のニーズ把握、規制への対応、販路開拓等、医療機器開発において事業者・大学が抱える多数の課題を解決するため、開発初期から事業化に至るまで切れ目ないワンストップ支援を行う伴走コンサル等を実施し、医療機器開発を推進した。

また、医療機器の研究開発には、機器ごとの特性や開発 段階に応じて課題が大きく異なるという特徴があること から、地域毎に医療機器の実用化の明確な成果を出口とす る拠点作りを行うこと、各拠点のコアとなり、全体を見通 す知識とネットワークを有する事業化人材を確保するこ と、それにより各地域拠点で不足するリソースを広域で連 携することにより互いに共有し、効率的に医療機器開発を 行うことが重要と考え、2021年度より地域における医療機 器開発エコシステムの構築を目的とする「地域連携拠点自 立化推進事業」を実施した。

さらに医療機器開発においては、医療機器特有の規制による開発の手戻りが障壁となる場合があり、研究者側を教育することで障壁を取り除くことが重要である。そこで、「官民による若手研究者発掘支援事業」において、医療機器分野における大学等の有望な若手研究者に対し、開発支援とともにサポート機関による教育プログラムやマッチングイベントを実施し、医療機器の実用化を見据えた人材育成を支援した。

(3)福島県における東日本大震災からの復興

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災 害による被害を受けた福島県において、福島県民の医療・ 福祉・生活の質の向上を図るとともに新産業・雇用創出を 通じて福島県の復興に資することを目的とした施策を実 施した。

具体的には、福島県をはじめ全国の医療機器の研究開発・安全対策、事業化を支援するため、大型動物を用いた安全性評価や規制の許認可等に関するコンサルティング、医療機器のトレーニング等の機能を備えた拠点であるふくしま医療機器開発支援センターの運営を支援した。

2. 4. 福祉用具

(1)業界の現状

2019 年度の市場規模は、約1兆5,033 億円(前年度比0.3%増)となっている。福祉用具は、主に高齢者、障害者等の身体特性等に対応する機器であり、多品種少量生産の製品が多く、中小企業性が強い。

(2) ロボット介護機器開発

介護需要の増加や慢性的な介護人材不足という社会課題をロボット技術により解決するため、厚生労働省と定めたロボット介護機器の重点分野に基づき、高齢者の自立支援及び介護現場の生産性向上等に資するロボット介護機器の研究開発を行う「ロボット介護機器開発等推進事業」を推進した。

「ロボット介護機器開発等推進事業」では、安全基準ガイドラインや海外展開のための臨床評価ガイダンスの作成等、機器開発における環境整備に取り組んでいるほか、開発事業者や介護事業者向けの介護ロボットポータルサイトのリニューアルを行った。

(https://robotcare.jp/jp/home/index)

(3)福祉用具開発

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者、心身障害者及び介護者のQOL向上の実現のため、福祉用具の研究開発を行う「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」を推進した。

3. 生物化学産業

3. 1. 工業分野におけるバイオ技術の実用化・産業化

(1)現状と課題

近年、バイオテクノロジーの進展に伴い、植物や微生物等の生物を用いた物質生産技術(バイオものづくり技術)が注目を集めている。欧米を中心に関連市場の獲得に向けた取り組みがされており、今後、市場が急速に拡大すると予想されている(OECDの報告によれば、バイオ関連産業の世界市場は2030年までに200兆円規模へと拡大することが見込まれている)。特に、工業分野での著しい成長が予想されており、革新的な新素材の創出等のバイオものづくりの基盤技術開発は急務である。

(2) スマートセル事業

高機能な素材や画期的な医薬品等の創出、これらの生産 効率の向上を図るため、大規模ゲノム情報に基づいた生合 成経路を設計し、多数の遺伝子を組み込んだ長鎖DNAを 合成し、長鎖DNAを微生物に組込む技術を開発した。こ れにより、従来技術では合成が困難だった医薬品等の有用 物質の生産やその生産効率を飛躍的に向上させた細胞、

「スマートセル」を創出する技術開発を行った。

次に、スマートセル作製に必要な技術を集約したプラットフォームを構築した。プラットフォームを活用したスマートセル設計の効率化により、希少化合物や高価な酵素などを安価かつ安定的に生産可能な微生物の構築や、有用物質を大量に生産する植物を作製することが期待される。

(3)カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品 生産技術の開発

パリ協定、SDGs等の策定を受けて、脱炭素化といった社会的課題の解決と持続的経済成長の両立が求められている。バイオものづくりによるバイオ由来製品生産技術は、化学合成と比べて、省エネルギーでの物質生産が可能であり、また、原料を化石資源に依存しないバイオマス資源へ転換することも可能であることからカーボンリサイクル技術の一類型として注目されている。

しかし、バイオ由来製品の普及には、原料から最終製品 に至るまでに生じる様々な課題(原料供給、物質生産にお けるスケールアップの難しさ等)の解決のための生産技術 開発が急務である。

こうした状況を踏まえ、バイオ由来製品の普及に向けて、 バイオものづくりを効率的に行うための生物情報資源(微 生物・植物・酵素)の拡充、物質生産を効率的に行う産業 用微生物・植物・酵素の開発、工業化に向けたバイオ生産 プロセス技術開発(大量培養、物質の分離・精製・回収) を実施する。これら技術の統合された基盤を整備し、バイ オ由来製品の社会実装とバイオエコノミーの構築に貢献 する。

3. 2. バイオ医薬品関連の取組

(1) 現状と課題

医薬品産業は、日本を代表する知識集約型・高付加価値 産業の代表格であり、世界規模での高齢化等により医薬品 需要は大幅に伸びている。特に近年、遺伝子組換え技術、 細胞培養技術等を用いたバイオ医薬品(主に抗体医薬品) が急速に普及しており、今後の世界のバイオ医薬品の医薬 品市場は成長していくものと思われるが、世界では新たな 創薬分野(新モダリティ)の開発も進められている。

バイオ医薬品は生産拠点が主に海外にあることから、国内では製造技術が成熟しておらず、それを担う人材も育たないため、製造を支える装置や部材等の周辺産業も成長し難い状況にある。そのため、国内への資金の還流が少なく、創薬イノベーションが起きにくい状況になり、結果として医薬品の創出も難しいという悪循環に陥っている。また、バイオ医薬品の後発医薬品であるバイオシミラー生産においても、日本では生産が難しいことから製造技術の確立等の対策が急務である。

また近年、生命科学研究の進展により、個人の体質に基づき、薬効が高く副作用の少ない薬を選ぶ「個別化医療」の推進が求められている。患者の体質に合った薬剤の選択を行うことで、経済的・社会的負担軽減に取り組む必要がある。

加えて、昨今の新型コロナウイルスの対応を踏まえ、国内でワクチンを開発・生産できる体制を構築しておくことが、国家の危機管理上、極めて重要であることから、2021年6月、ワクチン開発・生産体制強化戦略(ワクチン戦略)を閣議決定した。ワクチン戦略に基づき、経済産業省として、令和3年度補正予算において新たに基金を造成し、平時はバイオ医薬品を製造し、有事は政府の要請に基づいてワクチン製造を行うことができる拠点の整備を支援するための事業を2,274億円で措置した(ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業)。2022年3

月に事業者の公募を開始し、今後、第三者委員会による審 査を経て、採択へと進む予定である。

(2) 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術の開発

上記現状と課題を踏まえて、経済産業省では従来の日本の強みであった化学合成とは全く異なるバイオ医薬品の製造技術に関して、個々の優れた要素技術、部材技術等の周辺技術を有効活用して、バイオ医薬品の連続生産技術の研究開発を実施した。また、我が国の優れた分析技術や合成技術等を結集し、がん等の疾患細胞に特異的に発現するタンパク質と糖鎖を同時に認識するバイオ医薬品の開発技術を確立することにより、少ない副作用で治療を実現する糖鎖創薬技術の研究開発を行った。さらに、低分子医薬と抗体医薬の特性を併せ持つ新たなモダリティとして期待される中分子医薬の母核改変技術や膜透過シミュレーション技術の開発を行った。

加えて、奏功率の低い抗がん剤に対し、効果を奏する患者を選択するため、免疫細胞の分子発現の解析技術等の患者層別化マーカー探索技術の開発を行った。

3. 3. 再生医療・遺伝子治療関連の取組

(1) 現状と課題

再生医療・遺伝子治療は、従来の方法では治療困難とされる疾患の根本治療に途を開くものであり、将来的には慢性疾患や高齢化に伴う疾患等の治癒により、健康長寿社会の実現にも貢献するとして、世界的にも高い期待が寄せられている。

また、再生医療・遺伝子治療の市場は急速な拡大が予想されており、特に遺伝子治療については 2020 年から 2030年まで間に年率約 30%程度の高い成長性が期待されている。こうした状況を踏まえ、再生医療・遺伝子治療の実用化を促進し、当該産業分野の発展と国内外における競争力強化を実現することは急務となっている。

(2) 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術の 開発

再生医療・遺伝子治療の産業化を促進するため、①再生 医療技術を応用し、様々な臓器の細胞を活用した医薬品の 安全性等を評価するための応用技術の開発、②有効性、安 全性、再現性の高い再生医療等製品の効率的な開発に必要 な技術基盤の確立、③高品質な遺伝子治療薬を製造するために必要な高度製造技術開発等を実施した。

- ①新たな創薬分野の開発(抗体医薬、核酸医薬、遺伝子治療薬等)では、細胞片や動物を使った実験では問題がなかったにもかかわらず、治験で突然重篤な副作用が出るケースが発生しているほか、高コストが大きな課題となっている。非臨床における安価で確実な評価技術の確立は今後の新薬開発の競争力強化に必要不可欠となっている中、世界的に期待が高まっている、ヒト細胞を用いた生体模倣システム(MPS:Microphysiological System)の開発に取り組んだ。
- ②再生医療等製品の実用化にあたっては、高品質・高均質の再生医療等製品を効率的に製造できるような基盤の確立が極めて重要であることから、ヒト細胞加工製品の製造工程のコントロールにより品質のバラツキを押さえ、製造効率を高めるアプローチ(Quality-by-Design)に資する基盤開発に取り組んだ。
- ③遺伝子治療の分野は、現在 3100 億円程度の市場規模であるところ、2030年までには 4.6 兆円規模になると期待されており、欧米を中心に研究開発が積極的に行われている。日本においても遺伝子治療の産業化を加速するため、高品質で安全性の高い治療用ベクターの培養・製造技術等の開発に取組んだ。

(3) 再生医療の特性を踏まえた標準等の検討

日本の優れた技術を世界に普及させるため、一般社団法 人再生医療イノベーションフォーラムなどの業界団体を 中心に、標準化活動を実施した。

(4) 再生医療周辺の事業環境整備について

再生医療等製品の製造原料となるヒト細胞について、2015年度より、実際の入手、提供に係る実務的な検討及び品質確保のための技術的な検討を進めた。そのうち、法的・倫理的・社会的課題については、有識者検討会を設置して行った議論を踏まえ、2020年3月に「ヒト(同種)細胞原料供給に係るガイダンス(初版)」を公開し、2021年3月には、既存の規制を整理し、国内及び国際規格・法令等との整合性を反映させた「ヒト(同種)細胞原料供給に係るガイダンス(第2版)」を公開した。

3. 4. バイオ産業化に向けた環境整備

(1) 創薬型ベンチャーの資金調達環境整備

創薬を目指すバイオベンチャー(以下、創薬型ベンチャー)は、①開発期間が長い、②開発資金が多額、③成功率が低い、④薬事承認されないと売上げがない等、ビジネスモデルが特殊なため、適切な企業価値評価の算定が困難であり、事業化の難易度が高い。創薬型ベンチャーにおける創薬シーズの円滑な事業化のため、創薬型ベンチャーが継続的に資金を調達できる環境の整備に取り組む必要がある。

こうした課題に対応するため、創薬型ベンチャーと投資家の対話を促進することで、適切な企業価値評価を促し、創薬型ベンチャーへの資金供給を拡大することを目的として、2017年から「バイオベンチャーと投資家の対話促進研究会」を開催し、調査・検討を進めている。2018年4月には、伊藤レポート2.0「バイオメディカル産業版」(バイオベンチャーと投資家の対話促進研究会報告書)を取りまとめ公表し、2019年7月にはその改訂版を公表した。

本研究会での検討を踏まえ、2021年3月には適切な企業価値評価の促進のため、創薬型ベンチャー向けに、投資家が創薬型ベンチャーの事業内容や将来性等を理解するために必要な情報開示のポイントをまとめた「バイオベンチャーと投資家の対話促進のための情報開示ガイドブック」を策定した。

同検討を踏まえ、東京証券取引所により創薬型ベンチャーが上場する際の審査のポイントの明確化や上場廃止基準の改正が行われるなど、創薬型ベンチャー向けの上場制度整備が進んだ。

さらに、先述のワクチン戦略に基づき、新薬創出の鍵を握る創薬ベンチャーに人材や資金が集まるよう、創薬エコシステムの抜本強化を進めるため、令和3年度補正予算において、新たに基金を造成し、創薬ベンチャーエコシステム強化事業を500億円で措置した。この事業は、創薬に特化したハンズオン支援機能を有するとしてAMEDの認定を受けたVC(認定VC)による出資を要件に、国内外の前臨床、治験第1相、第2相期の実用化開発に要する費用について、国が認定VC出資額の最大2倍まで補助する制度である。2022年3月に認定VCの公募を開始したところであり、今後、第三者委員会を経て認定VCの採択公表を行うとともに、創薬ベンチャーの公募・採択へと進む予

定である。

(2)遺伝子検査ビジネスについて

近年、太りやすさなどの体質、病気のなりやすさ、血縁判定、更には個人の能力・才能などを判定する名目として提供されている消費者向け遺伝子検査ビジネスが注目を集めるようになった。このうち体質等に関する検査は、生活習慣病予防のための行動変容のきっかけ作りなどの健康増進への寄与が期待されている。この一方で、専門家から見てその意義や有用性が十分とは言いがたい遺伝子検査が提供されているなどの指摘もある。

こうした事態も踏まえ、健康・医療戦略本部の下に設置 された「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフ オース」において、消費者向け遺伝子検査ビジネスについ て、課題を整理するとともに、今後必要な取組について検 討を行った。

本タスクフォースの意見取りまとめ(2016 年 10 月)においては、事業者の自主的な取組を促進すると同時に、国内外の事業実態・規制状況を把握し、分析的妥当性の確保、科学的根拠の質の確保、遺伝カウンセリングへのアクセスの確保に関して、実効性のある取組を行う必要があるとされた。

3. 5. 生物多様性・カルタヘナ法

国際条約に則り、遺伝子組換え生物等が生物の多様性に 及ぼす負の影響を防止するため、「遺伝子組換え生物等の 使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カ ルタヘナ法)」(平成15年法律第97号)の適切な執行が引 き続き重要である。

また、バイオ産業にとって重要な素材である微生物等の 遺伝資源について、生物多様性が豊かな開発途上国等では 遺伝資源の入手等に対する規制が設けられつつあるが、そ うした国々から円滑に遺伝資源が入手できるようにする ことが益々重要となっている。

こうした状況の下、2021 年度は、カルタへナ法に基づく申請に対する確認を49 件行った。また、確認を受けた企業の拡散防止措置が適切に執られているかを確認するための立入検査を5件行った。また、遺伝子組換え生物の開放系利用における審査の支援体制について引き続き検討した。事業者等への情報発信としては、カルタへナ法の規制

の概要や遺伝子組換え生物の使用上の注意点に関する説明会等を開催し、広く普及啓発を図った。

また、企業等が各国から遺伝資源を円滑に入手できる環境整備のため遺伝資源に係るアクセス及び利益配分(ABS)関連法制度や名古屋議定書への対応状況の調査を行うとともに、ABSに関するセミナー開催や相談窓口の設置等に引き続き取り組んだ。

加えて、遺伝資源に係る塩基配列情報へのアクセス及び 利益配分の国際的な交渉が行われている中、我が国として の対応方針について検討を行うとともに、国際会議での対 応を行った。

クールジャパン政策

1. クールジャパン政策

内需減少等の厳しい経済環境の中、自動車等の従来型産業に加え、衣食住やコンテンツを始めとした日本の文化やライフスタイルの魅力を付加価値に変え(「日本の魅力」の事業展開)、新興国等の旺盛な海外需要を獲得し、日本経済の成長につなげていくことが必要である。

そのため、経済産業省においては、①海外現地での日本 ブームの創出、②現地で稼ぐためのプラットフォーム構築、 ③日本への外国人観光客の誘客・消費拡大からなる3段階 の戦略的なクールジャパン政策を展開している。また、 2021年度においては、コロナ禍におけるイベント開催制限 で中止・休園せざるを得なかった展示会・遊園地への支援 も行った。

1. 1. クールジャパンの推進

(1) 海外現地での日本ブームの創出

株式会社海外需要開拓支援機構による我が国の生活文 化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外需要開 拓の支援を通じて、海外現地における日本の魅力の向上に 取り組んだ。

(2) 現地で稼ぐためのプラットフォーム構築

二国間協力の基本的な方向性と具体的なプロジェクトをまとめた「日・サウジ・ビジョン 2030」の下、サウジアラビアへの進出・展開を目指す日本のエンターテイメント企業(遊園地・テーマパーク、イベント)の発掘に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、JETRO等との連絡・調整を実施した。

(3) コロナ後の訪日外国人観光客の消費拡大に向けた取組

コロナ後の訪日外国人観光客の更なる消費拡大を目指 し、バーチャルコンテンツ等の新しいプラットフォームを 活用して、中小企業者等の海外展開を支援する取り組みを 実証し、海外需要の拡大を図ることとした。

1. 2. 株式会社海外需要開拓支援機構

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構) を通じ、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品 又は役務の海外における需要を開拓する事業活動に対し、 リスクマネー供給や助言等の支援を実施した。2021年度は、 合計2件、約115億円の支援決定を行った。

2. 観光·集客関連産業

2020 年3月以降コロナの影響による入国制限で訪日外国人観光客数は激減し、2021 年度は第4波から第6波の影響により入国条件緩和に至らなかった事から、次年度の状況良化と施策を見据えて、日本の生活文化の魅力やビジネス上の強みを知る海外出身者へのヒアリングを実施した。

また、コロナの影響により、多くの展示会が中止・延期・ 規模縮小を余儀なくされ、展示会産業が厳しい状況となっ たことを踏まえて、コロナ禍における新たなビジネスモデ ルの構築に向けた委託事業に取り組んだことに加えて、中 小規模展示会等の主催者に対しては、開催に向けた費用の 一部を支援する補助事業を実施した。

さらに、展示会産業および遊園地産業に対しては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等の影響により中止・延期・休園した展示会・遊園地のキャンセル費用等を補助した。

3. ファッション政策

近年、ファッション産業おいて、大きな変化が現れており、例えば、サステナブル、地球環境という点は、グローバルでも危機意識が共有されている。また、消費の二極化・多様化、デジタル領域をはじめとする自己表現の場の拡大など、ファッションの在り方について、大きな転換点を迎えているとの指摘がある。

こうした状況・問題意識を踏まえて、これからの我が国のファッション領域における創造性発揮のための支援や、更なる海外需要獲得の実現など、ファッション産業における持続的な価値創造のための必要な方策を検討するために「これからのファッションを考える研究会 ~ファッション未来研究会~」を 2021 年 11 月から 12 月にかけて開催し、ファッション政策の今後の道筋となる、10 の兆候を取り纏めた。

また、NFT (非代替性トークン)を活用した収益多元 化やリセール市場での収益分配により、長く着られる丈夫 でサステナブルな製品を提供するインセンティブの創出 の可能性を検討するため、実際のファッションアイテム等 にNFTを紐づけて展示・流通させる実証事業を実施した。

4. アート

昨今、欧米をはじめとした海外では企業の競争力の源泉 や差別化による付加価値向上等を目的としたアート投資 が盛んに行われており、アート投資と生産性向上や経営力 向上との相関性を調査した結果も徐々に出始めている。こ うした状況を踏まえ、企業によるアート投資が円滑化する 基盤を整備するために、アート投資を行う際の前提となる 情報について調査・分析し整理した。

また、組織の構成員とアーティストの共創でアート作品を作り上げ、その活用を行う際の組織活性化の効果・有効性を検証するために、経済産業省内にウォールアートを制作し職員へアンケート調査を行った結果、アート導入におけるポジティプな効果が確認できた。

5. デザイン政策

「グッドデザイン賞」(日本デザイン振興会主催)、「キッズデザイン賞」(キッズデザイン協議会主催)、「機械工業デザイン賞」(日刊工業新聞社主催)、「日本サインデザイン賞」(日本サインデザイン協会主催)等の後援及び表彰を通じデザイン振興を支援した。

また、今後の我が国のデザイン政策の在り方の検討に資する基礎情報の整備を目的として、海外のデザイン政策、デザインが企業経営に与える意義や効果に関する国内の先行研究、我が国及び海外におけるデザイン教育について調査・分析を行った。

6. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、日本が世界から注目を集めるこの機会を最大限に活用し、国際社会における日本のプレゼンスを高めるとともに、東日本大震災をはじめとする災害を乗り越え、被災地復興、地方創生を含め日本経済の再興を進めることが必要である。また、コロナ禍の影響によって開催が1年延期となり、安全安心な大会の開催に向けた準備が重要となる。

経済産業省としては、関係省庁と連携しながら、テレワークの集中的な実施を産業界に呼びかけるなどして コロ

ナ感染防止対策としての人流抑制および交通輸送の円滑 化を推進してきた。また、電力の安定供給確保、サイバー セキュリティ対策などにも取り組んでおり、安全・安心な 大会の実現に向けて支援した。

また、東京オリンピック・パラリンピックを機に地域活性化を目指す有志の市町村の団体「2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合(2015年発足、2021年10月末時点加盟数:582市町村)」との連携により、地域の魅力発信等を支援した。

国際博覧会出展事業

1. 2020 年ドバイ国際博覧会への参加

2020 年ドバイ国際博覧会は、「心をつなぎ、未来をつくる」のテーマのもと、国際博覧会条約に基づく中東初の登録博(大規模博)としてアラブ首長国連邦・ドバイで開催された。2021年10月1日から2022年3月31日までの182日間、約2,410万人が来場した。(当初は2020年10月20日から2021年4月10日までの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、約1年会期が後ろ倒しになった)。

経済産業省として、日本政府のパビリオンである「日本館」を出展した。2021年10月1日のドバイ万博の開幕と同時に日本館内にて開会式を実施した。12月11日には、日本のナショナルデーである「ジャパンデー」が開催され、ドバイ万博公社が主催する公式式典へ参加したほか、大阪・関西万博をPRする「ジャパンデーパレード」や会場ゲートにて来場者を出迎える「ウェルカム催事」などを実施した。2022年3月30日の博覧会国際事務局(BIE)褒賞授賞式においては、日本館が大規模パビリオン展示部門で金賞を受賞した。翌日31日にドバイ万博が閉幕し、日本館も閉館した。

2. 2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けた準備の本格化

2018年11月23日にパリで開催された第164回BIE総会において投票が行われ、2025年の国際博覧会の大阪・関西への誘致が決定した。万博の開催に向けて、経済産業省として、着実に準備を進めている。

ークの集中的な実施を産業界に呼びかけるなどして、コロ ●2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の概要

テーマ: いのち輝く未来社会のデザイン (Designing Future Society for Our Lives)

サブテーマ: Saving Lives (いのちを救う)、Empowering Lives (いのちに力を与える)、Connecting Lives (いのちをつなぐ)

コンセプト: People's Living Lab (未来社会の実験場) 開催期間: 2025 年 4 月 13 日~10 月 13 日 (184 日間)

開催場所:大阪府大阪市此花区夢洲

2021 年 4 月に日本館の基本的な方針(ミッション、コンセプト、建築・展示・情報発信計画等)である「日本政府出展事業基本構想」を策定し、日本館基本計画の策定に着手した。

2021 年8月 27 日には、第2回国際博覧会推進本部が開催され「インフラ整備計画」を決定するとともに、本部長である内閣総理大臣から、「未来社会の実験場」の具体化を進めるためのアクションプランを取りまとめるよう指示があった。

2021 年 9 月 16 日には、大阪・関西万博の機運醸成を目的として、万博のロゴマークを用いた「公式ライセンスグッズ」の販売を開始した。

2021年12年24日には、第3回国際博覧会推進本部を開催し、大阪・関西万博のコンセプトである「未来社会の実験場」の具体化に向け、各省の予算要求や地元からの要望を踏まえた取組、検討状況についてまとめた「2025年大阪・関西万博アクションプラン」を策定した。

2021年10月から政府出展事業検討会議を開催し、2021年3月31日に日本館の目指す来場者体験や、展示のコンセプト等を盛り込んだ「日本政府出展事業(日本館)基本計画」を策定した。

2021年11月8日には、大阪・関西万博に向けて全国の 機運醸成を目指す市町村長の団体である「2025年日本国際 博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」が 設立された(2021年度末時点加盟数:547市町村)。

2022 年 2 月 10 日には、博覧会協会が大阪・関西万博に パビリオンを出展する 13 企業・団体を発表した。

2022 年 2 月 15 日に「二千二十五年日本国際博覧会における特権及び免除に関する協定」にディミトリ・ケルケンツェス博覧会国際事務局(BIE)事務局長と磯俣秋男駐アラブ首長国連邦特命全権大使が署名した。

2022 年 3 月 22 日には、博覧会協会が公式キャラクターを選考する最終選考委員会を実施し、公式キャラクターのデザインを決定した。

2020年12月1日から150か国・25国際機関を目標とする参加招請活動を開始し、2021年度も参加招請活動を継続して行った。2021年度末時点の参加国表明数は87か国・6国際機関であった。